

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	特別児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、特別児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県知事

## 公表日

令和7年1月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当支給事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障害を有する20歳未満の者を監護している父母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給する。 [特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容] ・特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・特別児童扶養手当受給証明書に関する事務 ・未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・特別児童扶養手当の支給に関する事務
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の66の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条の1のヨ
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第2条の表91の項  [照会側] ・番号法第19条第8号 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第2条の表91の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	茨城県福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3368
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3368
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人未満(任意実施) <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> 発生あり

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<p><b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b></p>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [            ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。</p> <p>年に一度、業務プロセス全体について、漏えい等のリスクを軽減させるための仕組みを検討することとしており、令和6年度は、使送便で送っていた特定個人情報が含まれる書類を特定記録郵便で送付することとした。また、年に一度、県の出先機関及び市町村担当者向けに研修を実施し、個人情報の扱いについて対策を講じるよう周知している。</p>
9. 監査	
実施の有無	<p>[ <input type="radio"/> ] 自己点検            [            ] 内部監査            [            ] 外部監査</p>
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[            十分に行っている            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [            ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[            十分である            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。</p> <p>・出先機関から障害福祉課に送付される特定個人情報を含む書類は、特定記録で郵送することを徹底している。</p> <p>・県から厚生労働省にメールで送付する特定個人情報を含むデータは、パスワードによる保護を徹底している。</p> <p>・特別児童扶養手当システムにパスワードを付している。また、出先機関は、管轄の受給者のみ閲覧可能としている。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	時点修正
平成28年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	I-5-② 所属長	障害福祉課長 高塚 和郎	障害福祉課長 松山 和規	事後	人事異動
平成29年7月6日	I-4-② 法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16, 19, 26, 30, 56の2, 57, 87及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条, 第19条, 第30条, 第31条及び第44条 ※別表第二の19, 30及び116の項に係る主務省令は未制定	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16, 19, 26, 30, 56の2, 57, 87, 110, 116及び119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条, 第13条の2, 第19条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条の3, 第59条の2及び第59条の3 ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定	事後	主務省令の改正
平成29年7月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月6日	I-5-② 所属長	障害福祉課長 松山 和規	障害福祉課長	事後	様式変更
平成30年7月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	I-4-② 法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16, 19, 26, 30, 56の2, 57, 87, 110, 116及び119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条, 第13条の2, 第19条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条の3, 第59条の2及び第59条の3 ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定  [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の9, 12, 15, 16, 19, 26, 30, 56の2, 57, 87, 110, 116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条, 第13条の2, 第19条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条の3, 第59条の2及び第59条の3 ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定  [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条	事後	主務省令の改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正
令和4年8月16日	評価書番号	10	13	事後	時点修正
令和4年10月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	時点修正
令和4年10月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	時点修正
令和4年10月28日	評価実施機関における担当部署	茨城県保健福祉部障害福祉課	茨城県福祉部障害福祉課	事後	時点修正
令和6年2月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の9, 12, 15, 16, 19, 26, 30, 56の2, 57, 87, 110, 116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条, 第13条の2, 第19条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条の3, 第59条の2及び第59条の3 ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定  [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の9, 12, 15, 16, 19, 26, 30, 56の2, 57, 87, 110, 116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条, 第13条の2, 第19条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条の3, 第59条の2及び第59条の3 ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定  [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条	事後	番号法改正
令和6年2月5日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部障害福祉課 029-301-3368	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3368	事後	組織名称変更
令和6年2月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部障害福祉課 029-301-3368	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3368	事後	組織名称変更
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の46の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条	・番号法第9条第1項 別表の66の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条の1のヨ	事後	
令和7年1月31日	I-4-② 法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の9, 12, 15, 16, 19, 26, 30, 56の2, 57, 87, 110, 116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条, 第13条の2, 第19条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条の3, 第59条の2及び第59条の3 ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定  [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の66の項	[提供側] ・番号法第19条第8号 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第2条の表91の項  [照会側] ・番号法第19条第8号 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第2条の表91の項	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 年に一度、業務プロセス全体について、漏えい等のリスクを軽減させるための仕組みを検討することとしており、令和6年度は、使送便で送っていた特定個人情報が含まれる書類を特定記録郵便で送付することとした。また、年に一度、県の出先機関及び市町村担当者向けに研修を実施し、個人情報の扱いについて対策を講じるよう周知している。	事後	様式改正に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。 ・出先機関から障害福祉課に送付される特定個人情報を含む書類は、特定記録で郵送することを徹底している。 ・県から厚生労働省にメールで送付する特定個人情報を含むデータは、パスワードによる保護を徹底している。 ・特別児童扶養手当システムにパスワードを付している。また、出先機関は、管轄の受給者のみ閲覧可能としている。	事後	様式改正に伴う項目追加